

新潟県第三次県行造林事業実施規程

昭和 57 年 10 月 15 日 新潟県告示第 2871 号

令和 4 年 2 月 14 日 林第 984 号 一部改正

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、県が県行造林主伐跡地造成により、民有林経営の模範を示し、併せて治山治水と自然環境の保全及び地域の振興を図るため、収益の分収を目的とする契約により造林事業を行うについて、必要な事項を定めるものとする。

(地上権の設定)

第 2 条 造林は、県が土地所有者と地上権の設定契約をし、地上権を取得した土地(以下「造林地」という。)について行なうものとする。

(地上権の存続期間)

第 3 条 造林地の地上権の存続期間は 60 年とし、地上権の地代は無償とする。

2 県は、事情変更により契約の全部又は一部を土地所有者と協議のうえ解除することができる。

3 県は、契約の目標達成上特に必要のある場合には、土地所有者と協議のうえ造林地の全部又は一部について地上権の期間を延長することができる。

4 県は、造林地に植栽された樹木(以下「造林木」という。)の一部主伐を行った土地に対して、契約の目的達成上支障ない限り、土地所有者の使用を認めるものとする。

(造林地を行う者)

第 4 条 植栽、保育その他造林上必要な行為は、県が行うものとする。

(費用の負担)

第 5 条 前条の規程による費用は、別に定めるものを除くほか、県の負担とする。

2 造林地に対する公租公課は、土地所有者の負担とする。

(造林木の共有)

第 6 条 造林木は、県及び土地所有者の共有とする。

2 前項の共有者の持分の割合は、次条第 1 項に定める割合と等しいものとする。

(収益の分収割合等)

第 7 条 造林木を処分した収益は、次の割合で分収する。

県	100 分の 70
土地所有	100 分の 30

2 前項の収益は、造林木売払代金から材積調査及び売払いに要した経費(伐採、造林、運搬等を行ったときは、これに要した経費及び調査費を含む。)を差し引いた金額とする。

3 収益の確定及び配分は、県が行うものとする。

(地上権及び造林木の補償)

第8条 造林地の地上権及び造林木に関して第三者から受けとるべき賠償金又は保証金その他要した費用を差し引き前条第1項に定める割合で行う。

(造林地の選定基準)

第1条 造林地の選定は、次の基準により行う。

- 1 県の再造林標準歩掛りで造林可能な林地であること。
- 2 伐期に1ヘクタール当たりすぎ500立方メートル以上の立木材積が見込まれる林地であること。
- 3 造林地の面積が1団地おおむね5ヘクタールであること。ただし、明治百年記念造林地と接続する林地又は地理的条件の良い林地については、2ヘクタール以上とする。
- 4 最寄りの自動車道からおおむね2キロメートル以内の林地であること。
- 5 地元の労働確保が可能であり、土地所有者が火災予防、盗伐、境界標の保全等について積極的に協力できるものであること。

(造林契約)

第10条 造林契約を希望する土地所有者は、契約申込書を県に提出するものとする。

2 県は、前項の申込みを受けた場合において、前条の規程による造林地の選定の基準により適当と認めるときは、契約を締結するものとする。

(登記)

第11条 地上権設定の登記は県において行うものとし、地上権の抹消登記は土地所有者において行うものとする。

2 土地所有者は、県の地上権設定登記に協力するものとする。

(森林国営保険の加入)

第12条 造林木の森林国営保険（以下「保険」と言う）の加入については、植栽後15年間は県の名義で保険に加入するものとする。

(再造林の協議)

第13条 火災その他当事者の責めによらない事由により、保険に加入している造林木が災したときは、県と土地所有者で再造林について協議するものとする。

2 前項の協議の結果再造林を行う場合の保険金は県の収入とし、協議が整わないときは、県が受領した保険金から当該保険契約に対する既納の掛金及び保険金受領に要した調査費を差し引いて第7条第1項の定める割合で分収する。

(保険金等の申請)

第14条 造林事業等に対する補助金、奨励金等を得る場合は、県が自己の名義により申請し、交付を受けるものとする。

(施業管理及び造林木の処分)

第15条 県は、造林木の管理、施業方法、伐採時期及び処分の方法について決定する。

2 県は、造林木の主伐及び間伐の予定価格の算出について新潟県県行造林立木調査処

分要領により決定する。

(保育による造林木の除去)

第16条 県は、保育のため必要な造林木を除去し、処分することができる。

2 前項の規程による処分収益は、県の収入とする。

(落葉、落枝の採取)

第17条 土地所有者は、造林木の生育に支障のない限り、県の承認を受けて、下草、落葉、落枝の類を無償で採取することができる。

(天然生樹の処置)

第18条 造林に着手したのち天然に生育した樹木で、造林木とともに生育させるものについては、造林木とみなす。

(造林地の使用)

第19条 造林地の土地の使用を希望する者は、土地使用申請書を県に提出して承認を受けなければならない。

(土地所有者の協力)

第20条 土地所有者は、造林地及び造林木の保護、管理等の事業について県に協力するものとする。

2 土地所有者は、造林地又は造林木について被害の発生等異常を認めるときは、県行造林管理人と協力して必要な処置をとるものとする。

(土地所有権等の移転)

第21条 土地所有者は、造林地の所有権が移動させ、又は担保に供したときは、当該土地の登記簿謄本を添えて、その旨県に届け出るものとする。

2 造林木の共有者はその持分を譲渡し、又は担保に供したときは、その旨県に届け出るものとする。

(解約等)

第22条 県は、次の各号の一に該当する場合には、契約の全部若しくは一部を解約し、変更することができる。

1 公用又は公益事業のため、造林地として使用することができなくなったとき。

2 災害その他不可抗力により契約の目的を達成することができなくなったとき。

3 第13条第1項の規程により協議が整わなかったとき。

2 前項第1項又は第2号の規程により解約する場合で、収益が得られるときは、調査等に要した経費を差し引いて第7条第1項に定める割合で分取する。

(土地の返還)

第23条 県は、造林の目的を達成して地上権が消滅した場合は又は前条第1項の規程により解約した場合にあっては、当該土地を原状に復することなく、土地所有者に返還するものとする。

(相続があった場合の処置)

第24条 土地所有者に相続が行われた場合は、相続人は相続した造林地の登記簿謄本を添えて県に届け得るものとする。なお数人が相続人となった場合には、共同相続人は、権利義務の行使に関し、共同相続人を代表する者一人を選定してその氏名を県に届け出る。

(契約前の原因による異議申し立て)

第25条 造林地に関して契約前の原因により異議を申し立て、又は権利を主張する者がある場合は、土地所有者においてすべてその責めに任ずるものとする。

(土地所有者の住所又は身分の変動等)

第26条 土地所有者又はその代理人は、土地所有者に次の事由が生じた場合は、速やかに県のその旨を通知しなければならない。

1 氏名又は名称及び住所を変更したとき。

2 死亡し、若しくは無能力者となり、又は解散、合併があったとき。

2 前項の手続きを怠ったことにより生じた損害については、土地所有者の負担とする。

(紛争の処理)

第27条 この事業を遂行するに当たって、県と土地所有者の間に紛争が生じたときは、両者誠意をもって紛争の解決に努めるものとする。

2 前項の紛争が解決に至らない場合は、農林水産大臣に申し出て紛争解決のあっせんを受けるものとする。

(台帳等の備付け)

第28条 県は、契約書、県行造林契約台帳、造林地の実測図等必要な書類を備付けるものとする。

(書類の様式)

第29条 申請書、届出書、台帳等の書類の様式は次のとおりとする。

- | | |
|-----------------------------|---------|
| 1 第10条第1項の規定による造林契約申込書 | 別記第1号様式 |
| 2 第17条の規定による下草等採取申請書 | 別記第2号様式 |
| 3 第19条の規定による土地使用申請書 | 別記第3号様式 |
| 4 第21条及び第24条の規定による土地所有権等移転届 | 別記第4号様式 |
| 5 第21条第1項の規定による住所変更届 | 別記第5号様式 |
| 6 第28条の規定による県行造林契約台帳 | 別記第6号様式 |
| 7 第28条の規定による造林地の実測図 | 別記第7号様式 |

(書類の経由)

第30条 この規定により県に提出する書類は、造林地が所有する林業事務所長を経由して提出しなければならない。